

## 一般競争入札公告共通事項

### 1 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格確認申請書および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、市長が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者で、次の(1)から(10)までに掲げる条件をすべて満たし、かつ、市長による当該工事に係る入札参加資格の確認（以下「確認」という。）を受けた者とする。

- (1) 審査基準日（事前審査型の場合、入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出する時点、事後審査型の場合にあつては、入札書を提出する時点。以下この一般競争入札公告共通事項において同じ。）時点において、小浜市の競争入札参加資格について当該入札に必要な資格を有すると決定されている者であること。
- (2) 審査基準日時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者（更生手続開始または再生手続開始の決定後に、小浜市が別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
- (3) 審査基準日時点において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 審査基準日時点において、「小浜市工事請負業者の指名停止に関する要綱」の規定に基づく指名停止または指名除外の期間中でないこと。
- (5) 審査基準日時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度に加入している者または退職一時金制度を有している者であること（共同企業体にあつては、構成員の全て）。
- (6) 役員（役員として登記または届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力的組織（計画的または常習的に暴力的不法行為を行い、または行うおそれがある組織）、またはその構成員等と密接な交際を有し、または社会的に非難される関係を有していると認められる者でないこと（共同企業体にあつては、構成員の全て）。
- (7) 工事を的確かつ円滑に施工できる者であること。
- (8) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）または監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）および現場代理人を適切に配置できる者であること。
- (9) 審査基準日時点において、当該入札に参加しようとする他の者（共同企業体にあつては、構成員の全て）

との間に、次のいずれかに該当する関係がない者であること（共同企業体にあつては、構成員の全て）。

ア 親会社と子会社の関係（個人事業主または会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者または当該役員に係る会社との関係を含む。）

イ 親会社（個人事業主または会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者または当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係

ウ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

エ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

(10) 審査基準日時点において、健康保険および厚生年金保険ならびに雇用保険の全てに加入し、かつ、それら全ての保険料が未納でない者（法令の規定により適用を除外されている者を除く。）であること。（共同企業体にあつては、構成員の全て）。

### 3 資格の確認に関する事項

#### (1) 申請・確認手続等

##### <事前審査型>

入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより確認申請書（入札執行者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、書面による確認申請書）および入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出し、入札参加資格があることの確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書および確認資料（以下「確認申請書等」という。）を提出しなかった者または確認を受けることができなかった者は、この入札に参加することができない。

##### <事後審査型>

入札の結果、この入札に係る工事の予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格で入札した者（当該者が複数ある場合は、その全ての者。以下「第1順位の落札候補者」という。）は、確認申請書等を提出し、入札参加資格があることの確認を受けなければならない。

なお、第1順位の落札候補者のいずれもが確認を受けることができなかった場合は、次に低い価格で入札した者（当該者が複数ある場合はその全ての者）が同様の手続を行い、入札参加資格があることの確認ができるまで、同様の手続を行う。

#### (2) 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の確認は、申請者に対し、電子入札システムを使用して（紙入札者に対しては、書面により）通知する。

#### (3) 確認資料の作成

確認資料は、次に掲げるものとする。

ア 同種同程度の工事を施工した実績（様式第2号）（入札参加条件になっている場合）

イ 配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等（様式第3号）

ウ 資本的関係または人的関係に関する申告書（様式第3号の2）

エ 社会保険の加入状況に関する申告書（様式第3号の3）

#### (4) 確認申請書等の提出方法等

##### ア 提出方法

- (ア) 確認申請書の提出は、電子入札システムを使用して送信する方法により行うものとする。
- (イ) 確認資料の提出は、入札公告に定めるところにより、電子入札システムを使用して送信する方法、郵便もしくは信書便により送付する方法または持参する方法（以下「郵送等」という。）により行うものとする。ただし、3(3)の各様式はすべて確認申請書と同時に電送により行うものとする。
- (ウ) 電送により行われた確認申請書等の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、イの提出場所に到達したものとみなす。なお、確認資料の提出後は、撤回、内容の修正または再提出することができない。
- (エ) 確認申請書の提出に使用するICカードは、電子署名および認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）の規定に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもののうち、小浜市建設工事等入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得したもので、かつ、ICカード情報を小浜市の電子入札システムに利用者登録したものとす。

##### イ 提出場所

小浜市役所 3F 総務課

##### ウ 提出期間

入札公告記載のとおりとする。

##### エ 郵送等により提出する申請書等の提出部数

1分とする。ただし共同企業体協定書は2部とする。

#### (5) 入札参加資格の確認を受けられなかった者に対する理由の説明

- ア 資格の確認を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。
- イ アの説明を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（小浜市の休日を定める条例（平成元年小浜市条例第37号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）に、説明を求める旨を記載した書面を、(4)イの提出場所に持参しなければならない。
- ウ イの書面の提出があったときは、イに規定する提出期限の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、当該書面を提出した者に対し、書面により回答する。

#### 4 図面等の閲覧・配布

この入札に参加しようとする者は、入札に係る工事の設計書および図面の全部の写し（以下「図面等」という。）の閲覧をすることができる。

##### (1) 閲覧場所

図面等は、入札情報サービスシステムにより提供する。入札公告で定められた閲覧期間中に同システムによる閲覧が確認できない場合は、入札を無効とする。なお、印刷された設計図書等の閲覧および配布は行わない。

##### (2) 図面等に関する質問

- ア 図面等に関する質問がある場合には、入札執行者に対し、質問事項を記載した書面を3(4)イに規定する場所に提出する方法により行うこと。
- イ アの質問の方法は、入札執行者に対し、質問事項を記載した書面を3(4)イに規定する場所に提出する

方法に限るものとし、郵送等、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法等は認めない。

ウ 市は、アの質問があったときは、速やかに、当該質問を行った者に対し、書面により回答するとともに、当該質問および回答の内容を入札情報サービスシステムを利用して、質問に対する回答書(別紙1)により閲覧に供するものとする。

## 5 入札の方法等

- (1) 紙による入札書の提出を代理人がしようとするときは、入札参加者の委任状(別紙2)が提出されていなければならない。
- (2) 特定建設工事共同企業体または経常建設共同企業体(以下、これらを「企業体」という。)が入札参加者である場合、当該企業体の代表者は、あらかじめ当該企業体の代表者を入札代理人とする旨の委任状(別紙3または別紙4)をすべての構成員(代表者を除く。)から徴し、入札執行者に提出しなければならない。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札額として入力された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札額として入力すること。
- (4) 予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格制度を適用する工事にあつては最低制限価格以上の、低入札制価格調査制度を適用する工事にあつては失格基準価格以上の価格の入札がない場合には、1回に限り、再度の入札を行うことがある。

## 6 工事費内訳書の提出

- (1) 入札参加者は、次に掲げるところにより、工事費内訳書を提出しなければならない。
  - ア 電子入札システムを使用して送信する方法により、入札書と同時に提出すること。ただし、入札心得(電子入札用)第6に規定する再度の入札の場合にあつては、提出することを要しない。
  - イ 次に掲げる要件を満たすものであること。
    - (ア) 入札参加者が当該入札において提出する入札書の金額と一致するものであること。
    - (イ) 入札執行者が閲覧に供する設計図書に記載する費目・工種・施工名称と同一の費目・工種・施工名称を明らかにした内訳により見積もったものであること。
    - (ウ) 内訳明細表および代価表が添付されていること(入札執行者から特に指示があつた場合に限る。)
- (2) 工事費内訳書は、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録された後においては、書換え、引換えまたは撤回をすることができない。
- (3) 提出された工事費内訳書が次のいずれかに該当するときは、小浜市財務規則第109条第1項第4号に規定するうちの、記載事項が確認できないものに該当するものとして、当該入札参加者の入札を無効とするほか、「小浜市工事請負業者の指名停止に関する要綱」の規定に基づく指名停止措置等が行われる場合がある。
  - ア (1)アに規定する日時および方法により、工事費内訳書の提出を行っていないとき。

- イ 入札執行者が提出された工事費内訳書について、次に掲げる要件を満たしていると確認できないとき
  - (ア) (1)イに掲げる要件を満たすものであること。
  - (イ) 違算および不適切な事項の記載がないこと。
  - (ウ) その他入札執行者が必要と認める事項

## 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札参加者は、見積金額（消費税および地方消費税を含む。）の100分の5以上の入札保証金を、小浜市財務規則に定めるところにより納付すること。ただし、次に掲げる場合においては、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札参加者が損害保険会社との間に小浜市を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提供したとき。

イ 入札参加者が市長の行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者であって、次のいずれにも該当しないとき。

(ア) 小浜市および国・地方公共団体（公社・公団を含む。）発注の建設工事等の入札に関し、過去2年間のうちに、落札者となりながら契約を締結しなかった者であること。

(イ) 小浜市および国・地方公共団体（公社・公団を含む。）発注の建設工事等の契約に関し、過去2年間のうちに、契約を締結しながら契約を誠実に履行しなかった者であること。

(ウ) (ア)から(イ)までに掲げるもののほか、契約を締結しないおそれまたは契約を履行しないおそれがある特段の事情があると認められる者であること。

(2) 入札保証金の免除に当たっては、特段の手続きを要しないが、(1)イの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者が入札保証金を納付しなかった場合は、その者のした入札は無効とする。

## 8 入札の無効等に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 財務規則第109条第1号から第8号までのいずれかに該当する入札
- (2) 入札参加資格がある旨の確認通知を受けていない者が行った入札
- (3) 確認申請書等に虚偽の記載をして入札参加資格の確認を受けた者が行った入札
- (4) 入札参加資格がある旨の確認を受けてから開札の時までに2の(1)から(10)までに掲げる入札参加資格のいずれかを欠くに至った者が行った入札
- (5) 工事入札心得、電子入札運用基準その他あらかじめ公告等において示した条件に違反している者が行った入札
- (6) 設計図書等の閲覧をしなかった者または入札執行者が閲覧したことを確認することができなかった者が行った入札
- (7) 6の(1)に規定する工事費内訳書の提出を行わなかった者または提出された工事費内訳書が6の(3)イに掲げる要件を満たしていると認められない者が行った入札
- (8) 最低制限価格あるいは失格基準価格を下回った入札
- (9) その他入札に参加するのにふさわしくないと認められる者が行った入札

## 9 落札者の決定方法

### <事後審査型・価格競争の場合>

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

### <事前審査型・価格競争の場合>

予定価格の制限の範囲内の価格で失格基準価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上の申込みが行われた場合、落札候補者の決定を保留し、当該申込みに係る価格により契約の内容に適合した履行がされるかを調査（低入札価格調査制度要領に基づく調査）した後、予定価格の制限の範囲内の価格で失格基準価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

## 10 契約書作成の要否

要（※落札者は必要書類を「入札情報サービスシステム」より取得し、契約書を2部作成のうえ、工事担当課へ持参すること。）

### 11 契約保証金に関する事項

小浜市財務規則第124条から第128条までに規定するところにより、契約金額（消費税および地方消費税に相当する額を含む。）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

### 12 契約条件

- (1) この入札に係る工事の契約条件は、別に提示する契約書案および小浜市工事請負契約約款に定めるところによる。
- (2) この入札が低入札調査価格制度の適用がある場合で、この入札に係る工事の請負金額が調査基準価格に満たないときは、低入札工事における監督強化の適用がある。

### 13 支払条件

この入札に係る工事の支払条件は、小浜市工事請負契約約款に定めるとおりとする。

### 14 配置予定技術者の確認に関する事項

落札者が契約を締結するまでに、この入札に係る工事の現場に技術者を適正に配置できないと認められるときは、契約を締結しないことがあるほか、「小浜市工事請負業者の指名停止に関する要綱」の規定に基づく指名停止措置等を受ける場合がある。この場合において、市は、契約を締結しないことについて、一切の損害賠償の責を負わない。

### 15 入札参加資格における会社の施工実績について

- (1) 個別に公告で企業の同種工事の施工実績を求める場合は、以下の条件を満たすこと。
  - i 過去15年間（※）に完成・引渡し完了した工事であること。

ii 小浜市、国、その他公共発注機関、民間が発注した工事であること。

※ 過去15年間の定義は、今回発注する工事の入札公告日の属する年度から遡って、15年前の年度の4月1日から今回公告する案件の審査基準日までとする。16 入札参加資格における配置予定技術者の資格についてでも同様。

## 16 入札参加資格における配置予定技術者の資格について

### (1) 申請について

・配置予定の監理技術者等（以下、配置予定技術者という。）について、3(3)の確認資料により申請すること。

なお、確認資料の提出時点では、複数での申請が可能である。

この場合、契約締結後に提出する現場代理人等通知書の提出時までには確定すること。

### (2) 雇用関係について

・審査基準日時点で、自社と3か月以上の継続的な雇用関係を有すること。

雇用期間の確認については、健康保険証等で確認するので、申請者は確認資料とともに提出すること。

### (3) 同種工事等の経験

・個別に公告で配置予定技術者の同種工事の経験を求める場合は、以下の条件を満たすこと。

i 過去15年間に完成・引渡しが完了していること。

ii 同種工事の経験として主体的に関与していること。

iii 監理技術者等、現場常駐の担当技術者または現場代理人としての経験であること。（ただし、現場代理人としての経験の場合は、その経験時に、今回の公告で配置予定技術者に求めている資格（ex. 1級土木施工管理技士等）を有していたことを要する。）

iv 小浜市、国、その他公共発注機関、民間が発注した工事であること。

v 原則として、工期途中で交代した経験でないこと。

なお、内容を証明する資料として、CORINS工事カルテ、施工図、契約書等の写しを提出すること。

(必要最低限で可)

(4) 監理技術者等は、請負金額が3,500万円（建築一式の場合は、7,000万円）以上の、公共性のある工作物に関する工事について、工事の現場ごとに専任の者でなければならない。（建設業法第26条第3項）

専任の監理技術者等は、その工事に専ら従事することが求められるため、他の工事の監理技術者等、他の工事の現場代理人、および他の工事の労働者等とは原則兼任できない。

例外的に監理技術者制度運用マニュアルについて（平成16年3月1日 国総建第315号）により、専任の監理技術者等の兼務が認められている場合は、他工事の監理技術者等との兼務が可能である。

確認資料により申請された配置予定技術者が、市が発注しようとする工事について適正に配置できるかを審査し、配置できないと認定する場合は、入札参加資格無しとする。

なお、審査基準日において他の工事の現場代理人や監理技術者等と重複しているなど、審査基準日においては当工事と兼務不可能な者をもって申請する場合には、誓約書、ならびに当工事の契約工期の開始日までに重複関係が解消できることを証明する書類を提出すること。（当工事の契約工期の開始日までに、重複する工事が確実に完成することが確認できる書類等）

## 1 7 現場代理人について

### (1) 申請について

- ・配置予定の現場代理人について、3(3)の確認資料により申請すること。

現場代理人は、確認資料の提出時点では、複数での申請が可能である。

この場合、契約締結後に提出する現場代理人等通知書の提出時までには確定すること。

### (2) 雇用関係について

- ・審査基準日時点で、自社と雇用関係を有すること。

雇用の確認については、健康保険証等で確認するので、申請者は確認資料とともに提出すること。

### (3) 現場代理人は工事現場に原則として常駐する必要がある。

(小浜市工事請負契約約款第10条)

常駐とは、当該工事のみを担当し、かつ作業期間中常に工事現場に滞在していることである。

そのため、現場代理人は、原則、経營業務管理責任者（建設業法第7条第1号）、営業所の専任技術者（建設業法第7条第2号）、他の工事の監理技術者等、他の工事の現場代理人、および他の工事の労働者等とは兼務できない。

ただし、小浜市が別に定める現場代理人の兼務が可能となる条件を満たす場合は、他の工事の現場代理人との兼務をすることができる。

## 1 8 橋梁、ポンプ、エレベーター等の工場製作を含む工事における配置予定技術者および現場代理人について

- ・橋梁、ポンプ、エレベーター等の工場製作を含む工事においては、工場製作期間と現場施工期間について、それぞれ別の者で申請できる。

この場合、個別に公告で求める資格（ex. 1級土木施工管理技士等）は、工場製作期間、現場施工期間、それぞれの期間の配置予定技術者が有していること。

ただし、個別に公告で求める施工経験に関しては、工場製作期間の配置予定技術者は工場製作の経験を有し、現場施工期間の配置予定技術者は現場施工の経験をそれぞれ有していればよい。

## 1 9 その他の技術者について

### (1) 申請について

- ・配置予定のその他の技術者について、3(3)の確認資料により申請すること。
- ・その他の技術者は、確認資料の提出時点では、複数での申請が可能であること。
- ・その他の技術者も現場代理人等通知書に記載することとし、当該書類提出時までには確定すること。

### (2) 雇用関係について

- ・審査基準日時点で、自社と雇用関係を有すること。
- ・雇用の確認については、健康保険証等で確認するので、確認資料とともに提出すること。

※「その他の技術者」とは、入札公告において、配置予定技術者以外に「その他の技術者」の配置を求める場合における、その技術者をいう。



## 20 経常JVで入札参加する場合

### (1) 会社の施工実績について

- ・個別に公告で会社の施工実績を求める場合は、経常JVの構成員のうちいずれかが満たすこと。

### (2) 配置予定技術者について

- ・経常JVの場合、各構成員が主任技術者を配置すること。

(下請金額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は、6,000万円)を超える予定の場合は、代表者は監理技術者とする。)

この場合、個別に公告で求める資格(ex. 1級土木施工管理技士等)、施工経験は、経常JVの構成員のうちいずれかの配置予定技術者が満たすこと。ただし、個別に公告で配置予定技術者に資格(ex. 1級土木施工管理技士等)と同種工事の施工経験を同時に求める場合は、一人の配置予定技術者が資格と同種工事の施工経験の条件を満たしていなければならない。

### (3) その他の技術者

- ・個別に公告で、その他の技術者を問う場合は、経常JVの構成員のうちいずれかと審査基準日時点において、雇用関係にあるものを配置すること。

### (4) 現場代理人について

- ・審査基準日において、経常JVの代表者と雇用関係にあるものを配置すること。

## 21 議会の議決

- (1) この入札に係る工事の契約が議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年小浜市条例第2号)第2条に規定する契約に該当する場合は、落札後に仮契約を締結するものとし、議会の議決を経たときに、当該契約を本契約とみなす。

- (2) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した者(共同企業体にあつては、その構成員のいずれか)が入札参加資格を取り消されもしくは停止されている場合または「小浜市工事請負業者の指名停止に関する要綱」の規定による指名停止もしくは指名除外の措置を受けた場合においては、市は仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。この場合において、市は、仮契約の解除について一切の損害賠償の責を負わない。

## 22 その他

- (1) この一般競争入札公告共通事項と、個別の入札公告と相違がある場合は、個別の入札公告を優先する。
- (2) 電子入札システムへのアクセスが集中することによりレスポンスが低下することがあるため、入札書等の提出にあたっては十分な作業時間を確保すること。
- (3) 入札への参加にあたって疑問点がある場合は、小浜市総務課契約検査グループへ期限内に問い合わせを行うこと。

《用語解説》

「主たる営業所」

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所

「監理技術者等」

建設業法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第4項に規定する監理技術者

(別紙1)

## 質問に対する回答書

工 事 名 :  
入 札 方 式 : 制限付一般競争入札 (〇〇審査型)  
入 札 日 時 : 令和 年 月 日 8:30~令和 年 月 日 16:00  
開 札 日 時 : 令和 年 月 日

番号	質問事項	回 答
1		
2		
3		
4		
5		

(別紙2)

# 委任状

令和 年 月 日

小浜市長  
\_\_\_\_\_様

委任者 住 所

会社名※ 共同企業体名

氏 名※ 共同企業体代表者名 ⑩

私儀、次の者を代理人と定め、下記に掲げる件の入札に関する一切の  
権限を委任します。

代理人氏名 \_\_\_\_\_

代理人 の 印 鑑	
-----------------	--

記

件 名 \_\_\_\_\_

地 係 \_\_\_\_\_

(別紙3)・・・特定建設共同企業体

## 委任状

令和 年 月 日

小浜市長

\_\_\_\_\_様

代理人

〇〇〇共同企業体代表者

住所 小浜市 大手町 6-3

(株)△△建設

氏名 代表取締役

〇〇 〇〇 印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

1、〇〇〇〇〇工事の入札に関し〇〇〇共同企業体を代表して行う件

2、1号の復代理人を選任する件

〇〇〇共同企業体

構成員 住所 小浜市川崎〇-〇

(株)※※産業

氏名 代表取締役

〇〇 〇〇 印

〇〇〇共同企業体

構成員 住所 小浜市小浜〇-〇

(株)□□組

氏名 代表取締役

〇〇 〇〇 印

(別紙4)・・・経常建設共同企業体

## 委任状

令和 年 月 日

小浜市長

\_\_\_\_\_様

代理人

△※□経常建設共同企業体代表者

住所 小浜市 大手町 6-3

(株)△△建設

氏名 代表取締役

○○ ○○ 印

私は、上記の者を代理人と定め、令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日までの期間、下記の権限を委任します。

- 1、小浜市が発注する工事の入札に関し△※□経常建設共同企業体を代表して行う件
- 2、1号の復代理人を選任する件

△※□経常建設共同企業体

構成員 住所 小浜市川崎○-○

(株)※※産業

氏名 代表取締役

○○ ○○ 印

△※□経常建設共同企業体

構成員 住所 小浜市小浜○-○

(株)□□組

氏名 代表取締役

○○ ○○ 印